

岩手県県有林 J-クレジット販売仲介業務委託仕様書

1 業務目的

岩手県県有林 J-クレジット（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）に基づき、岩手県が、岩手県県有林において実施した二酸化炭素の吸収活動について、制度管理者（経済産業省・環境省・農林水産省）により認証、発行された二酸化炭素吸収量。以下「県有林 J-クレジット」という。）の販売促進。

2 業務の内容

(1) 企業等への県有林 J-クレジット販売の紹介

受託者は、企業等へ県有林 J-クレジット販売について紹介する。

(2) 県への購入希望企業等の紹介

受託者は、県有林 J-クレジット購入を希望する企業等や数量等の情報について、「紹介状（別紙 1）」により県に報告する。

3 業務期間

本業務の委託期間は、委託契約を締結した日から当該日の属する年度の 3 月 31 日までとし、2 に定める業務の実施期間は 2 月末日までとする。

4 業務の成立確認

県は、「紹介状（別紙 1）」により報告のあった企業等との間で J-クレジットの売買が成立したとき（売買契約を締結したとき）は、受託者による仲介業務が成立したものとし、受託者へ「販売実績通知書（別紙 2）」により、翌月 10 日までに、前月分の販売実績を通知する。ただし、3 月分については、3 月 31 日までに通知するものとする。

5 業務の完了報告

受託者は、「販売実績通知書（別紙 2）」により販売実績を確認したときは、県へ委託契約書第 8 第 1 項の月次完了報告書（様式第 1 号）により、翌月 20 日までに、前月分の仲介実績を報告する。ただし、3 月分については、3 月 31 日までに報告するものとする。

6 仲介量の上限

●●● t -CO₂

7 個人情報の取扱い

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

イ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置をとる場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合がある。

岩手県知事 様

住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

紹 介 状

以下の者から、岩手県県有林J-クレジットの購入希望がありましたので、紹介します。

購入希望者	名称	
	住所	
	電話	
	E-mail	
	担当者	
購 入 目 的		
希 望 購 入 量		t-CO ₂
紹介 担当	部署名	
	氏名	
	TEL	

岩手県県有林J-クレジット販売仲介業務委託 販売実績通知書 (年 月分)

業務受託者： _____

NO.	紹介状 No.	紹介状 提出年月日	紹介企業等名 及び住所	紹介数量 (t-CO2)	販売数量 (t-CO2)	売買成立 年月日	委託料 (円)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合計								

売買成立年月日： 売買契約締結日

(様式第1号)

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

月次完了報告書

年 月 日付けで契約を締結した下記委託業務について、年 月分が完了したので、
契約書第8条第1項に基づき報告します。

記

- 委託業務の名称 岩手県県有林J-クレジット販売仲介業務委託
- 実績概要
 - 紹介企業等の数 者
 - 仲介数量 t-CO₂
- 添付書類
岩手県県有林J-クレジット販売仲介業務委託実績書

岩手県県有林J-クレジット販売仲介業務委託実績書（ 年 月分）

業務受託者： _____

NO.	紹介状 No.	紹介状 提出年月日	紹介企業等名及び住所	仲介数量 (t-CO2)	請求予定金額(円)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
		合計				

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、

事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。